保証料の上乗せで経営者保証が不要となる

事業者選択型経営者保証非提供制度

令和6年3月15日 保証申込受付開始

ご利用いただける方

次の(1)~(5)をすべて満たす法人*1

- (1)過去2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること
- (2) 直前決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ代表者への役員報酬、 賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと
- (3) 次のいずれかを満たすこと
 - ① 直前決算において債務超過でない※2
 - ② 直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない※3
- (4) 次の①および②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること
 - ① 保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること
 - ② 保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会 通念上適切な範囲を超えていないこと
- (5) 保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること
- ※1 法人の設立後最初の事業年度(設立事業年度)の決算がない法人の場合、(1)、(2)および(3)は問いません。 設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人の場合 (3)は問いません。
- ※2 貸借対照表において「純資産の額≥0 | となること。
- ※3 損益計算書において「経常利益+減価償却≥0」となること。

保証料率

上記(3) ①および②のいずれも満たす場合

→ 各信用保証協会所定の保証料率に0.25%上乗せ

上記(3)①または②の**いずれか一方**を満たす場合、または法人の設立後2事業年度の決算がない場合

→ 各信用保証協会所定の保証料率に0.45%上乗せ

対象となる保証制度

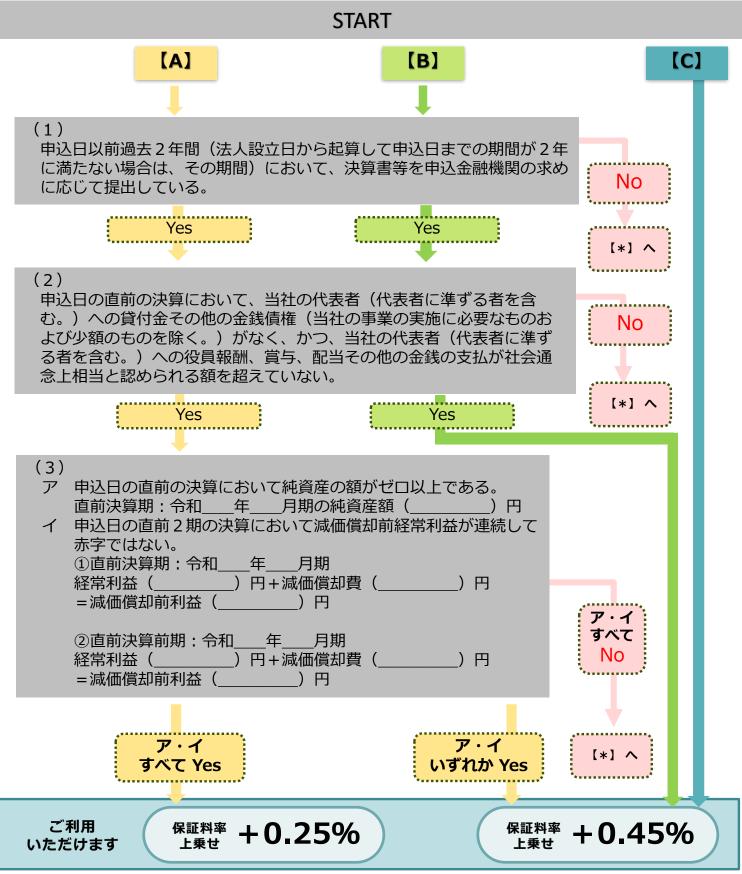
原則として次の信用保険が付された保証制度が本制度の対象となります。詳しくは当協会へご相談ください。・無担保保険・公害防止保険・エネルギー対策保険・海外投資関係保険・新事業開拓保険・事業再生保険

- (注①) 本制度は、個別の保証制度ではありません。
- (注②) 法令の定めるところにより保証人が不要な保証制度は本制度の対象外。



☑【ご利用いただける方(1)~(3)チェックリスト】

法人設立後、申告期限が到来している決算が 2 期以上ある。 \Rightarrow 【A】へ 法人設立後、申告期限が到来している決算が 1 期のみある。 \Rightarrow 【B】へ 法人設立後、申告期限が到来している決算がない。 \Rightarrow 【C】へ



※金融機関および当協会による審査の結果、ご希望に添えない場合がありますのであらかじめご了承ください。

【*】「Noが1つでもある場合」は、本制度をご利用いただけません。

ただし、経営者保証ガイドラインに該当する場合等においては、経営者保証を非提供とすることができる可能性がありますので、 詳細は金融機関または当協会へお問い合わせください。